

JIS

昇降機の検査標準

JIS A 4302 : 2006

(BEEC)

平成 18 年 2 月 15 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	菅原 進一	東京理科大学 (東京大学名誉教授)
(委員)	表 佑太郎	社団法人建築業協会 (株式会社大林組)
	勝野 奉幸	財団法人建材試験センター
	櫻井 誠二	日本保温保冷工業協会
	三宮 好史	社団法人日本鉄鋼連盟
	立山 徳子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	富田 育男	社団法人日本建材産業協会
	八野 行正	住宅金融公庫
	林 央	社団法人日本アルミニウム協会 (独立行政法人理化学研究所)
	春田 浩司	国土交通省
	松井 勇	日本大学
	松野 仁	国土交通省
	山内 泰之	独立行政法人建築研究所

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 39.5.30 改正：平成 18.2.15

官 報 公 示：平成 18.2.15

原 案 作 成 者：財団法人日本建築設備・昇降機センター

(〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-13-5 第 1 天徳ビル TEL 03-3591-2426)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 菅原 進一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省住宅局住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本建築設備・昇降機センター(BEEC)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 4302:1992** は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 検査項目	1
3.1 完了検査	1
3.2 定期検査	1
4. 検査器具	1
5. 検査方法及び判定基準	2
5.1 ロープ式エレベーター（機械室なしエレベーターを除く）	2
5.2 機械室なしエレベーター（ホームエレベーター含む）	14
5.3 油圧エレベーター（直接式，間接式及びパンタグラフ式）	15
5.4 エスカレーター（動く歩道を含む）	18
5.5 小荷物専用昇降機	19
5.6 段差解消機	20
5.7 いす式階段昇降機	25
解 説	27

昇降機の検査標準

Inspection standard of elevator, escalator and dumbwaiter

1. 適用範囲 この規格は、建築物、工作物などに設置したエレベーター（段差解消機及びいす式階段昇降機を含む。）、エスカレーター（動く歩道を含む。）及び小荷物専用昇降機の安全について検査するための検査項目、検査器具、検査方法及び判定基準について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7510 精密水準器

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS B 7522 繊維製巻尺

JIS B 8360 液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリ

JIS B 8364 液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリ

JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項

JIS C 1302 絶縁抵抗計

JIS G 3525 ワイヤロープ

JIS G 3546 異形線ロープ

3. 検査項目

3.1 完了検査 完了検査では、設計図書に記載している各項目に適合しているかどうかを検査するほか、5.に規定された全項目について検査する。

3.2 定期検査 管理のための定期検査では、負荷試験を除く5.に規定された全項目並びに上昇及び下降時の速度について検査する。

4. 検査器具

4.1 絶縁抵抗測定には、**JIS C 1302**に規定する500 V 100 MΩの絶縁抵抗計を用いる。ただし、半導体、電解コンデンサ、電子管などの電子機器を含む回路については、回路に応じた絶縁抵抗計を用いる。

4.2 負荷試験には、次の規格に規定する電流計、電圧計及び速度計を用いる。

a) 電流計及び電圧計は、**JIS C 1102-2**に規定する2.5級以上の精度のもの、又は同程度のデジタル式のものとする。

b) 速度計は、瞬間式回転速度計（タコメータ）又は電子式速度表示装置とする。